

令和8年第8回 博多区選挙管理委員会

令和8年5月20日

議 題

1 議 案

議案第33号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第34号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第35号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議題第36号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和8年6月1日（月） 9時30分～
開催場所 博多区役所8階 応接室

議案第33号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
968人

内 訳	
死亡者	137人
市外へ転出後4箇月を経過した者	831人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和8年5月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和8年5月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	2	0	2	7	5	12	0	0	0	9	5	14
2	奈良屋	4	3	7	29	21	50	0	0	0	33	24	57
3	御供所	0	1	1	6	4	10	0	0	0	6	5	11
4	大浜	1	1	2	18	13	31	0	0	0	19	14	33
5	千代第一	5	1	6	12	11	23	0	0	0	17	12	29
6	千代第二	2	0	2	6	5	11	0	0	0	8	5	13
7	吉塚	3	7	10	14	14	28	0	0	0	17	21	38
8	東吉塚	2	4	6	26	27	53	0	0	0	28	31	59
9	堅粕	3	3	6	27	29	56	0	0	0	30	32	62
10	東光	3	1	4	34	29	63	0	0	0	37	30	67
11	席田	2	0	2	16	7	23	0	0	0	18	7	25
12	月隈	2	3	5	8	6	14	0	0	0	10	9	19
13	東月隈	6	3	9	0	0	0	0	0	0	6	3	9
14	住吉	3	5	8	22	15	37	0	0	0	25	20	45
15	美野島第一	1	1	2	19	12	31	0	0	0	20	13	33
16	美野島第二	2	4	6	3	13	16	0	0	0	5	17	22
17	東住吉	1	0	1	31	28	59	0	0	0	32	28	60
18	春住	3	3	6	31	31	62	0	0	0	34	34	68
19	那珂第一	1	1	2	18	10	28	0	0	0	19	11	30
20	那珂第二	1	2	3	27	14	41	0	0	0	28	16	44
21	那珂第三	2	4	6	8	3	11	0	0	0	10	7	17
22	弥生	2	1	3	13	9	22	0	0	0	15	10	25
23	板付北	5	1	6	5	5	10	0	0	0	10	6	16
24	諸岡	1	1	2	3	2	5	0	0	0	4	3	7
25	板付	4	2	6	9	10	19	0	0	0	13	12	25
26	麦野	2	2	4	19	14	33	0	0	0	21	16	37
27	三筑北	0	1	1	5	3	8	0	0	0	5	4	9
28	三筑南	1	5	6	20	8	28	0	0	0	21	13	34
29	那珂南第一	7	1	8	14	20	34	0	0	0	21	21	42
30	那珂南第二	3	2	5	6	7	13	0	0	0	9	9	18
計		74	63	137	456	375	831	0	0	0	530	438	968

議案第34号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
2人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和8年5月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

議案第35号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和8年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- ・ 閲覧状況
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第36号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和8年5月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

（根拠）

・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。